

地域団体商標の権利者及び
地域団体商標の取得を考えている団体のための

地域団体商標と地理的表示(GI) の活用Q&A

平成27年7月

特許庁 商標課

1. 「地域団体商標」に重ねて「地理的表示」を申請する場合

Q 1. 私たちは、「〇〇りんご」について地域団体商標の登録を受けている農業協同組合です。登録を受けている地域団体商標「〇〇りんご」について、更に地理的表示の申請をした方が良いでしょうか。

地理的表示登録によるメリット

「〇〇りんご」について、地域団体商標に重ねて地理的表示を申請し、登録を受けることができれば、次のようなメリットがあります。

- 産地と結び付いた品質について、国のお墨付きが得られます。
- GIマークが使用可能となります。（海外でも真の日本の特産品として差別化されます。）
- 地理的表示の不正使用は国が取り締まってくれます。

地理的表示登録の際の留意点

ただし、次の点に留意が必要です。

- 地理的表示として登録されると、地域共有の財産となるため、独占排他的な使用ができなくなります。（地理的表示の正当な使用に対して商標権の効力は及びません。）
- 構成員（生産者）の生産する農林水産物等に対して生産行程管理業務が義務付けられます。

地理的表示の申請

メリットと留意点を踏まえた上で、地理的表示の申請を御検討ください。その際、登録されるためには、少なくとも次のいずれにも該当する必要があります。

- 地域団体商標の指定商品が農林水産物、飲食料品等であること
- その指定商品が生産地と結び付いた品質等の特性を有していること
- 申請に際して、その指定商品が有する特性やその生産方法等を明確に定め、登録後には、生産された商品がこれらを満たしているかどうか、商標権者が品質管理を実施すること
- その指定商品が一定期間（概ね25年）継続して生産された実績があること

2. これから「地域団体商標」又は「地理的表示」を出願(申請)する場合

Q 2. 私たちは、「〇〇りんご」という地域ブランドの取組を行っている団体です。この「〇〇りんご」について、地域団体商標又は地理的表示の出願(申請)を検討しています。どちらの制度を利用するのが良いのでしょうか。

地域ブランドの活用方針

- 「〇〇りんご」をあなたの団体とその構成員のブランドとして保護し活用していくのであれば、地域団体商標制度を利用してください。
- 「〇〇りんご」をあなたの団体等のみのブランドではなく、地域全体の共有財産として、保護し活用していくのであれば、地理的表示保護制度を利用してください。
- 両制度のメリットを活用したいのであれば、両制度を利用してください。

地域団体商標の主な登録要件

- 地域ブランドが「地域名」+「商品名」等の文字からなること（商標の構成）
- 団体が農協や漁協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人であること（登録主体）
- 地域ブランドが団体及びその構成員が使用する商標として需要者の中で広く知られていること（周知性）

地理的表示の主な登録要件

- 產品が農林水産物、飲食料品等であること
- その產品が生産地と結び付いた品質等の特性を有していること
- 申請に際して、その產品が有する特性やその生産方法等を明確に定め、登録後には、生産された商品がこれらを満たしているかどうか、団体が品質管理を実施すること
- その產品が一定期間（概ね25年）継続して生産された実績があること

地域団体商標又は地理的表示の出願(申請)の検討

上記「地域ブランドの活用方針」、「地域団体商標の主な登録要件」、「地理的表示の主な登録要件」を踏まえた上で、地域団体商標又は地理的表示の出願(申請)を御検討ください。

3. 「地理的表示」に重ねて「地域団体商標」を出願する場合

Q 3. 私たちは、「〇〇りんご」について地理的表示を申請している団体です。「〇〇りんご」について、更に地域団体商標の出願をした方が良いでしょうか。

地域団体商標登録によるメリット

「〇〇りんご」について、地域団体商標の出願をし、登録を受けることができれば、次のようなメリットがあります。

- 不正使用に対して、自ら権利行使（損害賠償請求、差止請求）することができます。
- 税関に申し立てることにより、模倣品の輸入を阻止することができます。
- 国際登録制度（マドリッド協定議定書）を利用することにより、簡易な手続で海外に商標出願することができます。

地域団体商標登録の際の留意点

地理的表示には更新の手続きはありませんが、地域団体商標は10年ごとに更新の手続きが必要です。（更新登録料：48500円（1区分、10年間））

地域団体商標の出願

メリットと留意点を踏まえた上で、地域団体商標の出願を御検討ください。その際、登録されるためには、少なくとも次のいずれにも該当する必要があります。

- 地理的表示が「地域名」+「商品名」等の文字からなること（商標の構成）
- 生産者団体が農協や漁協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人であること（登録主体）
- 地理的表示が生産者団体及びその構成員が使用する商標として需要者の間で広く知られていること（周知性）

- 地域団体商標制度は、地域ブランドの名称を商標権(出所表示)として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度。
- 地理的表示保護制度は、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度。

(参考)地理的表示(GI)と地域団体商標との違い

	地理的表示(GI)	地域団体商標
保護対象(物)	農林水産物、飲食料品等(酒類等を除く)	全ての商品・サービス
保護対象(名称)	地域を特定できれば、地名を含まなくてもよい	「地域名」+「商品名」等
登録主体	生産・加工業者の団体(法人格のない団体も可)	農協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地と結び付いた品質等の特性を有すること ・一定期間(概ね25年)継続して生産された実績があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の名称と商品が関連性を有すること(商品の产地等) ・商標が需要者の間に広く認識されていること
使用方法	<p>地理的表示は 登録標章(GIマーク)と共に使用(義務)</p> 	登録商標である旨を表示(努力義務)
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地と結びついた品質基準の策定・登録・公開 ・生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック 	商品の品質等は商標権者の自管理
効力	地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止	登録商標及びこれに類似する商標の不正使用を禁止
効力範囲	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品	出願時に指定する商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	<p>登録:9万円(登録免許税) 更新手続なし(取り消されない限り登録存続)</p>	<p>出願・登録:40, 200円(10年間) 更新:38, 800円(10年間)※それぞれ1区分で計算</p>
申請先	農林水産大臣(農林水産省)	特許庁長官(特許庁)